

第3次安城市市民協働推進計画策定業務に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

この要領は、安城市（以下「発注者」という。）が、第3次安城市市民協働推進計画を策定するにあたり、市民協働の推進のための計画を策定することができる、高度な専門知識と高等な技術及び豊富な創造性を有する質の高い事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 第3次安城市市民協働推進計画策定業務
- (2) 業務場所 安城市内及び受注者所在地
- (3) 業務内容 第3次安城市市民協働推進計画策定業務仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

3 提案上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額	金 8,500,000円
うち令和4年度分	金 4,000,000円
うち令和5年度分	金 4,500,000円

4 日程

以下のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

日程	項目
令和4年 4月11日（月）	公告
	質問書・参加表明書の受付開始
令和4年 4月20日（水）	質問書の提出期限
令和4年 4月28日（木）	参加表明書の提出期限
令和4年 5月6日（金）	参加可否通知予定
令和4年 5月18日（水）	企画提案書の提出期限
令和4年 5月25日（水）	企画提案審査
令和4年 6月1日（水）	結果通知・結果公表予定
令和4年 6月上旬	契約締結

5 参加資格

参加者は次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとする。

- (1) 過去10年間（当該年度含まず）において、元請として市町村の市民協働推進計画に関する業務を完成した実績を有すること。

- (2) 安城市契約規則第5条第3項に基づく競争入札参加資格者名簿（委託）に掲載されている県内事業者であること。また、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。また、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この要領において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していないこと。

6 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類 以下の書類を各1部提出すること。

	名称	様式	備考
1	参加表明書	様式第1	
2	会社概要	様式第2	
3	同種業務実績一覧	様式第3	市町村の市民協働推進計画に関する業務の実績を過去10年分（当該年度含まず）記載。
4	業務実施体制図	様式第4	・本業務を受託した場合の業務実施体制図（指揮命令系統を明示）を提示。 ・様式5の業務従事者の氏名の記入は必須。
5	業務従事者一覧	様式第5	

- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
ただし、郵送の場合は必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。
- (3) 提出期限 令和4年4月28日（木）午後5時まで
- (4) 提出先 安城市市民生活部市民協働課市民協働係

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 質問書（様式第6）1部
- (2) 提出方法 電子メールにより提出し、到達の確認を電話にて行うこと。
件名は「【提案者名】第3次市民協働推進計画策定業務質問書」とする。

- (3) 提出期限 令和4年4月20日(水)まで
- (4) 回答方法 質問提出後、随時、市公式ウェブサイトにて公表する。
- (5) 提出先 安城市市民生活部市民協働課市民協働係
電子メールアドレス kyodo@city.anjo.lg.jp

8 プロポーザル参加可否通知

参加表明書(添付書類含む。)を提出し、参加資格要件を満たすと判定された者には、企画提案審査の日時等を通知する。

- (1) 通知予定日 令和4年5月6日(金)
- (2) 通知方法 参加者の電子メールアドレスへ個別に通知する。

9 提案参加の辞退

参加表明書の提出後、企画提案審査を辞退する場合は、令和4年5月18日(水)午後5時までに、辞退届(様式第7)を提出すること。

なお、提案を辞退した場合でも、他の案件での入札に一切影響はない。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

以下の書類をA4判サイズ(A3判折込可)にて各6部提出すること。
原本1部及びそのカラーコピー5部も可とする。

	名称	様式	備考
1	企画提案書	任意	・別紙「第3次安城市市民協働推進計画策定業務仕様書」に基づき作成すること ・作業スケジュールを記載すること
2	見積書	任意	・消費税及び地方消費税は含めないこと ・見積金額に消費税を含めた金額が、提案上限金額を超えないこと
3	見積内訳書	任意	・見積金額の年度毎の内訳が分かるものとする ・項目別に概要、税抜金額、税額、税込金額が分かるようにすること

- (2) 提出期限 令和4年5月18日(水)午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。
ただし、郵送の場合は必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。
- (4) 提出先 安城市市民生活部市民協働課市民協働係

1 1 提出書類の取扱い

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類の再提出、追加及び変更をすることは原則認めないものとする。
ただし、誤字脱字程度の軽微な修正については、事務局担当者へ事前に連絡をした上で修正できるものとする。
- イ 提出書類の返却はしないものとする。
- ウ 提出書類は、本プロポーザルによる受注者選定のみを使用するが、安城市情報公開条例（平成12年12月21日安城市条例第49号）に基づき公文書の開示請求がされた場合は、一部又は全部について公開する場合がある。

(2) 提出書類の無効

- 次のいずれか一つでも該当する場合は、原則として提出書類を無効とし、審査対象としないものとする。
- ア 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
 - イ 見積金額が本業務の各年度の予算額を超えている場合
 - ウ 提案書に虚偽の記載をした場合
 - エ 複数の提案書を提出した場合
 - オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

1 2 選定委員会の設置

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、市民生活部長を委員長とする選定委員会を設置し、審査を行う。

1 3 企画提案審査

(1) 提案説明（プレゼンテーション）

- ア 説明 選定委員会にて、事前に提出された提案書を基に参加者が説明する。
- イ 時間割 準備10分、説明30分、質疑応答15分、片付け5分
- ウ 出席者 3名以内とし、本事業を実際に行う業務従事者を主な説明者とする。
- エ 機材 プロジェクター及びスクリーンについては事務局が用意する。

(2) 実施日時 **令和4年5月25日（水）**

午前9時から午後5時のうち指定する時間

(3) 場 所 安城市役所本庁舎3階 第9会議室（予定）

(4) 評価基準

以下の項目ごとに点数を付け、100点満点の内、最も合計点が高い事業者を選定する。

区分	項目	評価基準	指標	配点
業務実績・ 業務体制等	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験があるか	同種・類似業務の実績、資格及び専門分野の適切性等	10
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か・内部の意思疎通、連絡体制は妥当か	担当者数、担当者の配置、構成等	10
実施方針・ 提案内容等	提案内容の 的確性	計画策定スケジュールは、業務を遂行するにあたり、妥当なものとなっているか	実施フロー、工程表等の的確性	10
		実施手法は的確であるか	業務手法の妥当性	10
	資料調達力	独創性かつ実現性があるか	独創性・実現性	10
		会議等を効率良く運営できることが期待できるか	会議の円滑性	5
	業務の理解度	本市の市民協働の現状を的確に把握分析した上で提案がされているか	業務実施方針、提案内容等の的確性	15
ヒアリング・ プレゼンテー ション	説得力	説明に説得力があるか	説得力、論理性	5
	取組み姿勢	質問への対応等に関して積極的に取組む意欲を感じられるか	業務への意欲、積極性	5
価格	価格評価	最低見積価格／当該業者の見積価格×20点		20
合 計				100

(5) 結果通知

ア 通知予定日 令和4年6月1日(水)

イ 通知方法 参加者に文書で個別に通知する。また、市公式ウェブサイトにて公表する。

1.4 優先交渉者の決定

別紙「選定委員会における候補者の選定方法」により選定された候補者を優先交渉権者として決定する。優先交渉権者との交渉が整わない場合又は優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の者と交渉する。

1.5 契約

契約は、優先交渉権者と協議の上、締結する。ただし、仕様書等の詳細については、受注者と別途協議の上、決定するが、解釈に疑義が生じた場合は、発注者の解釈によるものとする。

1.6 その他

- (1) 本提案に係る費用については、全て参加者の負担とする。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受理しないものとする。
- (3) 企画提案書の内容で業務を進める際、スケジュール進行など無理が生じる場合、双方協議のうえ、修正・変更及び追加する場合がある。

1.7 問合せ・提出先

安城市 市民生活部 市民協働課 市民協働係

〔 本庁舎3階 窓口No. 34
午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く） 〕

〒446-8501 安城市桜町18番23号 電 話 0566-71-2218
FAX 0566-72-3741
電子メール kyodo@city.anjo.lg.jp

選定委員会における候補者の選定方法

I 基本事項

- (1) 委員ごとに、評価基準に示す項目ごとに採点する。
 (2) 各委員の合計点を集計した点数（総合計点）が、満点の6割に満たない者は選外とする。ただし、すべての者が、総合計点が満点の6割未満のため選外となった場合は、委員の協議により候補者を選定する。

II 提案者が2者の場合

- (1) 各委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。（判定事例1）
 (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を候補者、他方を次点者とする。（判定事例2）
 総合計点も同点の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1（委員数が7人の場合）

	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	2位
選定委員⑤	1位	2位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	5	2

第1位と採点した委員を多く（5人）獲得した〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

判定事例2（委員数が7人の場合）

	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	1位
選定委員⑤	2位	1位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	4	4
第2位と評価した委員の数	3	3
総合計点	700	690

1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員が同数であった場合は、総合計点が高い〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

1位の数及び総合計点も同点であった場合

そのうち、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

II 提案者が3者以上の場合

- (1) 委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。ただし、すべての委員が第1位とした者があった場合は、その者を候補者、第2位を最も多く獲得した者を次点者とする。
- (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、そのもののうち第2位をより多く獲得したものを候補者とする。(判定事例1)
- ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高いものを候補者とする。(判定事例2)
- (3) 第1位及び第2位と順位付けしたものがない場合は、総合計点の高い者を上位として順位付けする。
- (4) 総合計点も同点の場合は、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1 (委員数が7人の場合)

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	2位	3位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	3位	1位	2位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	2	4	

1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員を最も多く(3人)獲得した者が複数ある場合は、そのうち第2位と採点した委員をより多く獲得した〔B〕を候補者、〔A〕を次点者とする。

判定事例2 (委員数が7人の場合)

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	3位	2位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	2位	1位	3位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	3	3	
総合計点	900	890	

1位および2位の数も同数であった場合

総合計点が最も高い者〔A〕を候補者、次に高い者〔B〕を次点者とする。

1位及び2位の数も同数で、総合計点も同点であった場合

そのうち、見積価格が最も低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。